4月1日から納税の猶予制度が変わります

災害などの被害を受けたことにより税金を納期限内に納められないなど、事情のある方は、申請により納 税の猶予を受けられる場合があります。

◆猶予を受けられる場合

次の①~③のいずれかに該当する場合、申請により分割による納付が認められます。

- ①災害、盗難にあったとき
- ②病気、負傷したとき
- ③事業に大きな損失を受けたり、廃業・休業をしたとき
- ※申請書・資料の提出および担保が必要(猶予を受ける金額が100万円以下、あるいは猶予を受ける期間が 3か月以内の場合は、担保不要)
- ※猶予を受ける期間は、原則として1年以内にかぎる。

在宅医療に関する相談窓口を設置しました

刈谷医師会(刈谷市・知立市・高浜市の3支部の医師会員で構成)では、在宅療養が必要な方が、住み慣れた家で自分らしく安心して生活ができる地域をめざすため、相談窓口を開設しました。

在宅医療に関する困りごとがありましたら、相談員が対応しますので、気軽に電話または来館してください。患者や家族の方だけでなく、医療・介護従事者からの相談も受け付けています。

と き 月・火・木・金曜日の午前9時30分~午後5時(祝日・年末年始を除く。) ところ 刈谷医師会館3階事務室内(刈谷市一色町3-5-1)

FAX.03-5955-8211

問合せ先 刈谷医師会在宅医療サポートセンター ☎24-6001





TEL.03-6907-1234

中部電力からのお知らせ



平成28年6月末日をもって、碧南サービスステーションを廃止させていただきます。これに先立ち、3月末日をもって窓口を閉店させていただきます。今後、電気の申込み・問合せは刈谷営業所(☎0120-985-620)で応対させていただきます。長年、ご愛顧いただきありがとうございました。

問合せ先

碧南サービスステーション(碧南市田尻町四丁目25番地) ☎0120-985-624